

生活道整備事業助成

私道の整備に対して助成金を支給します。

補助の条件

- ①道路の一端が公道に接している
  - ②道路の幅員が2.0m以上
  - ③道路が築造後5年以上経過している
  - ④工事完成後5年以内に掘削する計画がない
  - ⑤道路の土地所有者と受益関係者が市税を完納している
- ※交付要綱に規定する要件を全て満たす必要があります。

補助対象となる事業

- ①舗装・側溝・土留擁壁整備
- ②災害復旧工事：公共災害の規定に準ずる

補助対象経費

申請額、または国が定める土木工事標準積算基準書に基づき算出した額のいずれか少ない額

- ①の事業：10分の5以内(限度額50万円)
- ②の事業：10分の9以内(限度額300万円)

小規模建設工事助成

地区が市道・河川・赤線(里道)・青線(水路)に施工する小規模な建設工事に対し、助成金や材料の支給を行っています。

助成対象

受益者が複数あり、地区の合意に基づくもので、用地や隣地と利害関係者の同意があること

助成内容

小型重機・運搬用車両など機械借上料に対する助成金の交付および施工に必要な砕石など材料の支給(限度額50万円)

※いずれの助成も、着工前に申請書および添付書類を提出してください。各種助成事業に関する申請書は建設課、西部土木事務所、各地域局に備えてあるほか、市ホームページからダウンロードできます。詳しくはお問い合わせください。

☎建設課(21)0232/農林課(21)0222/西部土木事務所(45)4510

道路維持管理作業報奨金

地域の道路(市道、市道に準じる農道・林道としてあらかじめ市長が指定したもの)の維持管理作業に対して報奨金を交付します。なお、この制度は高梁市町内会等

高梁市若者定住促進住宅助成金

☎住むよう高梁推進課(21)0282

事業区分	対象者	対象事業	助成金の額	QRコード
住宅を新築する場合	40歳以下の人、または同居し扶養する子が15歳以下である人	○用地取得 購入代金が200万円以上の住宅用地の購入	購入代金の10分の1 交付限度額：100万円	
		○住宅新築 台所、風呂および便所を有する延床面積70㎡以上の住宅の新築(共同住宅を除く)	市内業者施工 ○三世帯同居・近居世帯60万円 ○15歳以下養育世帯50万円 ○その他世帯30万円 ※市外業者施工の場合は半額	
住宅を購入する場合	40歳以下の人、または同居し扶養する子が15歳以下である人	○購入代金が200万円以上の中古住宅、または建売住宅の購入	購入代金の10分の1 交付限度額： ○15歳以下養育世帯100万円 ○その他世帯50万円	
住宅をリフォームする場合	○婚姻後1年を経過していない人、または6カ月以内に婚姻予定の人(夫婦いずれかの年齢が40歳以下であること) ○同居し扶養する子が15歳以下である人	○自らが居住し、自己または同居の親族などが所有する一戸建て住宅の修繕、改修、増築などの工事であること ○市内の建築業者などが施工する場合で、補助対象工事費が100万円以上であること	対象工事費の10分の1 交付限度額：50万円 ※過去に住宅リフォーム事業費補助金・空き家活用事業助成金の交付を受けた住宅は、50万円から当該交付額を差し引いた額が上限となります。	
婚姻後、民間賃貸住宅に入居する場合	婚姻後1年を経過していない人(夫婦いずれかの年齢が40歳以下であること)	○家賃月額3万円以上の民間賃貸住宅を賃貸し、1年を経過していないこと	月額1万円を1年間交付	

※被災した人(り災証明書の交付を受けた人)は特例事項があります。詳しくはお問い合わせください。

参加資格

個人および法人 ※市内に住所を有しない人や2人以上の連名(共有)も可能です。

申込期間 5月15日(水)までの午前9時～午後5時(閉庁日を除く)

入札日時 5月22日(水)午前9時30分～

申し込み 入札参加申込書とその他の必要な書類を添えて、理財課へ提出してください。必要書類は理財課に備えています。

注意 売り払い物件は地質・構造調査などを行っていないため、すべて現状有姿の引き渡しとなります。なお、物件の敷地内外に位置する構造物の撤去や電気・ガス・上下水道の引き込み工事などが必要な場合は、落札者の負担となります。

また、構造物が隣接地にわたって存在していますので、撤去する際は隣接地所有者との協議が必要となります。

☎理財課(21)0207



**市有財産を売ります**  
市所有地について、一般競争入札による売り払いを実施します。  
**売払物件**  
所在地 成羽町下日名688番3  
地目・現況 宅地  
数量(実測面積) 325.62㎡  
予定(最低売り払い)価格 133万6000円

文化振興基金助成事業募集

対象 市内の団体など

対象事業 ①歴史的文化的の調査・保護 ②文化の普及・顕彰 ③文化の交流・研修 ④優秀芸術の誘致・収集 ⑤文化施設の整備 ⑥歴史的重要な施設の整備 ⑦地域の活性化促進を図るための施設整備 など

※対象とならないもの ①営利を目的とする事業 ②特定の政治・宗教・営利団体などの活動および宣伝を目的とする事業 など

助成額 事業経費の2分の1

申し込み 5月31日(金)まで

☎社会教育課(21)1516

スポーツ激励金を交付

県予選、中国大会などの地区予選および国内大会予選や選考会を経て全国大会に出場し、以下の要件に該当する個人または団体へ激励金を交付します。

- ①市内在住者 ②市内の学校、企業などの単独チームとして大会に出場する団体 ③市内在住で、市内外の学校、団体などに所属している人 ④市内在住で、国民体育大会の

市営霊園使用者募集

上谷第一霊園(4区画)

使用料 1㎡当たり6万円

管理料 6000円(3カ年分)

上谷第二霊園(59区画)

使用料 1区画54万円

管理料 1万5000円(3カ年分)

※使用料は使用許可時に前納/管理料は共用場所の管理に要する経費として、使用許可時に3カ年分、その後3年ごとに3カ年分を前納

共通事項

申込資格 市内に住民票がある人、または規則に定める代理人を置くことができる人

墓所の使用 永代貸し付けで所有権移転は行わない

申し込み 霊園使用許可申請書を提出してください。(先着順・改葬などの場合は遺骨保管(埋蔵)証明書を添付)

☎環境課(21)0259